

告 示

埼玉県教委告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、さいたま文学館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月五日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

東京都千代田区神田小川町一丁目二番地

二 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで